

寄 附 行 為

福岡県福岡市南区玉川町22番1号

学校法人 都築学園

学校法人 都築学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人都築学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を福岡県福岡市南区玉川町22番1号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一、第一薬科大学（薬学部）薬学科、漢方薬学科
- 二、日本薬科大学（薬学部）薬学科、医療ビジネス薬科学科
- 三、神戸医療福祉大学（社会福祉学部）経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科
- 四、福岡第一高等学校（全日制課程）普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニック科、コンピュータAI科、造形科、建築土木科
- 五、第一薬科大学附属高等学校（全日制課程）普通科、商業科、保育科（通信制課程）普通科
- 六、みやこ幼稚園
- 七、せふり幼稚園
- 八、専門学校第一自動車大学校（工業専門課程）
- 九、東京マルチメディア専門学校（商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程）
- 十、関東リハビリテーション専門学校（医療専門課程）
- 十一、福岡天神医療リハビリ専門学校（医療専門課程）
- 十二、お茶の水はりきゅう専門学校（医療専門課程）
- 十三、名古屋デジタル工科専門学校（工業専門課程）
- 十四、名古屋デジタル・アート専門学校（商業実務専門課程、文化教養専門課程）

(付随事業)

第四条の二 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- 一、せふり保育園

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。

- 一、不動産賃貸業

第三章 役員及び理事会

(役 員)

第六条 この法人には次の役員を置く。

一、理事 五人以上七人以内

二、監事 二人

2 理事のうち一人は、理事長とし、理事会において選任する。

(理事会)

第七条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行なう。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会に議長をおき、理事長をもって充てる。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、理事会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上で決する。

(議事録)

第八条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事が署名捺印し、常にこれを理事長の責任において事務所に備えて置かなければならない。

(理事長の職務)

第九条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行なう業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務代理又は代行)

第十一条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行なう。

(理事の選任)

第十二条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一、学園総長

二、第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学附属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学の校長、東京マルチメディア専門学校校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校の校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋デジタル工科専門学校の校長、名古屋デジタル・アート専門学校の校長のうちから二人又は三人。

三、評議員のうちから、前各号の理事の推薦する者一人又は二人。

四、前各号に規定する理事の推薦する学識経験者一人。ただし、学園の創設、維持、運営に顕著な功績が認められる者でなくてはならない。

2 前項第一号から第三号までに規定する理事は、学園総長、学長、校長、園長、または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第一項に規定する理事は、理事会の議を経て理事長これを任命する。

(監事の選任及び職務)

第十三条 監事は、この法人の理事、職員（学園総長・学長・園長・校長・教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一、この法人の業務を監査すること。

二、この法人の財産の状況を監査すること。

三、この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四、第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六、この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第十四条 役員（第十二条第一項第一号から第三号までに規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行なう。

(役員補充)

第十五条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を越えるものが欠けたときは、一カ月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第十六条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一、法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。

二、心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。

三、職務上の義務にいちじるしく違反したとき。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十七条 この法人に評議員会をおく。評議員会は、十五人以上二十六人以内の評議員をもって組織する。ただし、理事の二倍をこえるように選任する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

- 3 評議員会に議長をおき、理事長をもって充てる。
- 4 理事長は、評議員の総数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議をすることができない。ただし、評議員会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第十八条 第八条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「出席理事」とあるのは、「議長および出席評議員のうちから互選された評議員二人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第十九条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産、その他の重要な資産の処分。
- 二、事業計画
- 三、予算外の重要な義務の負担、又は権利の放棄。
- 四、寄附行為の変更。
- 五、合併。
- 六、目的たる事業の成功の不能による解散。
- 七、解散（合併、又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定。
- 八、寄附行為の施行細則の制定。
- 九、その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項。

(評議員会の意見具申等)

第二十条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十一条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、この法人の理事長
- 二、学園総長、学園副総長、第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学付属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学の校長、東京マルチメディア専門学校の校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校の校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋デジタル工科専門学校の校長、名古屋デジタル・アート専門学校の校長から三人以上五人以内。

- 三、この法人の職員のうちから理事会において選任された者、三人以上五人以内。
- 四、この法人の設置する学校を卒業した者で、年令二十五才以上の者のうちから、理事会によって選任された者一人又は二人。
- 五、この法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任された者七人以上十三人以内。
- 2 前項第一号から第三号までに規定する評議員は、この法人の理事長、学園総長、学園副総長、第一薬科大学の学長、日本薬科大学の学長、神戸医療福祉大学の学長、福岡第一高等学校の校長、第一薬科大学附属高等学校の校長、みやこ幼稚園の園長、せふり幼稚園の園長、専門学校第一自動車大学校の校長、東京マルチメディア専門学校の校長、関東リハビリテーション専門学校の校長、福岡天神医療リハビリ専門学校の校長、お茶の水はりきゅう専門学校の校長、名古屋デジタル工科専門学校の校長、名古屋デジタル・アート専門学校の校長、この法人の職員の職、又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

- 第二十二条 評議員(前条第一項第一号及び第二号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ。)の任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選出されるまでは、なお、その職務を行なう。

第五章 学園総長及び学園副総長

(学園総長)

- 第二十三条 この法人に学園総長をおく。
- 2 学園総長は、この法人の設置する学校及び附属施設全般の教学を総理する。
- 3 学園総長となるものは、この法人の創立者及びその創立者の教育理念を継承する後継者でなくてはならない。
- 4 学園総長は、理事会において推薦された者のうちから理事長が任命する。

(学園副総長)

- 第二十四条 この法人に学園副総長をおくことができる。
- 2 学園副総長は、学園総長を補佐し、この法人の設置する学校及び附属施設全般を観察する。
- 3 学園副総長は、理事長が、学園総長の意見を聞いて、この法人の職員のうちから指名する。

第六章 資産及び会計

(資産)

- 第二十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第二十六条 この法人の資産はこれを分けて、基本財産及び運用財産並びに収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産及び運用財産並びに収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、もしくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 この法人の設置する学校の経費に要する費用は、基本財産、並びに運用財産中の不動産、及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、試験料収入その他の収入、収益事業利益金をもって支弁する。

(会 計)

第三十条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

- 2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行なう。

(予算及び事業計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十二条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後二カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計決算上剰余を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し、または次会計年度に繰り越すものとする。
- 4 収益事業会計の決算上に生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び

事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第十三条第二項第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第七章 解 散

(解 散)

第三十六条 この法人は、私立学校法第五十条第一項第三号から第六号までに掲げる理由によるほか、出席理事の三分の二以上の同意及び評議員会の意見を聞いて解散する。

- 2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、出席理事の三分の二以上の同意がなければならない。
- 4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第三十七条 解散（合併又は破産に因る解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人その他の教育事業を行なう者のうちから、理事総数の三分の二以上の同意によって選任されたものに帰属する。

(合 併)

第三十八条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

- 2 合併は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第三十九条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

- 2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第四十条 この法人の公告は、学校法人都築学園の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第四十一条 この寄附行為の施行細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理ならびに運営に関し、必要な基本的事項は理事会が定める。

付 則

この寄附行為の改正は、昭和五十二年四月六日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和五十五年四月一日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和六十年十月二日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和六十一年三月十三日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年三月三十日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年四月一日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成二年三月二十三日から施行する。

(施行期日)

平成三年三月一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成三年四月一日から施行する。

(福岡第一商業高等学校の総合ビジネス科・情報処理科の存続に関する経過措置)

福岡第一商業高等学校の総合ビジネス科・情報処理科は、改正後の寄附行為第四条第三号の規定にかかわらず平成三年三月三十一日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成三年三月二十五日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成三年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成四年三月十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成四年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成七年二月二十二日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成七年四月一日から施行する。

(福岡第一高等学校の英語科の存続に関する経過措置)

福岡第一高等学校の英語科は、改正後の寄附行為第四条第二号の規定にかかわらず平成七年三月三十一日に当該

学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成七年三月三十一日から施行する。

(施行期日)

平成八年二月一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成八年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成八年三月二十九日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成八年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成八年八月六日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成九年四月一日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成十年三月十三日）から施行する。

(施行期日)

平成十年五月十四日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十年五月十四日から施行する。

(施行期日)

平成十年九月十六日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成十年十一月九日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成十一年十一月八日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成十一年十一月三十日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成十二年三月三十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成十二年九月二十九日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十三年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十五年一月二十日）から施行する。
(施行期日)

平成十五年三月三十一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十五年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十六年三月九日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十八年三月三十日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成十九年四月一日から施行する。
(施行期日)

平成二十年十月二十四日文部科学大臣認可のこの寄附行為は平成二十一年一月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十一年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日（平成二十一年十二月十一日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成二十三年一月二十四日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十三年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十三年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十四年十月十五日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十五年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十七年四月一日から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十七年十一月十七日）から施行する。
(施行期日)

この寄附行為は、平成二十八年四月一日から施行する。
(施行期日)

平成二十九年一月十三日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成二十九年三月三十一日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成二十九年三月三十一日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

平成二十九年三月三十一日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成二十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、理事会承認の日（平成二十九年六月二十四日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成三十年四月二十六日）から施行する。

(施行期日)

この寄附行為は、平成三十一年四月一日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一、第一薬科大学 (薬学部) 薬学科、漢方薬学科 <u>(看護学部) 看護学科</u></p> <p>二、日本薬科大学 (薬学部) 薬学科、医療ビジネス薬科学科</p> <p>三、神戸医療福祉大学 (社会福祉学部) 経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科</p> <p>四、福岡第一高等学校 (全日制課程) 普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニク科、コンピュータAI科、造形科、建築土木科</p> <p>五、第一薬科大学附属高等学校 (全日制課程) 普通科、商業科、保育科 (通信制課程) 普通科</p> <p>六、みやこ幼稚園</p> <p>七、せふり幼稚園</p> <p>八、専門学校第一自動車大学校 (工業専門課程)</p> <p>九、東京マルチメディア専門学校 (商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程)</p> <p>十、関東リハビリテーション専門学校 (医療専門課程)</p> <p>十一、福岡天神医療リハビリ専門学校 (医療専門課程)</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>一、第一薬科大学 (薬学部) 薬学科、漢方薬学科 <u>(新設)</u></p> <p>二、日本薬科大学 (薬学部) 薬学科、医療ビジネス薬科学科</p> <p>三、神戸医療福祉大学 (社会福祉学部) 経営福祉ビジネス学科、健康スポーツコミュニケーション学科、社会福祉学科</p> <p>四、福岡第一高等学校 (全日制課程) 普通科、国際科、音楽科、ソーシャル心理科、機械エンジニア科、自動車メカニク科、コンピュータAI科、造形科、建築土木科</p> <p>五、第一薬科大学附属高等学校 (全日制課程) 普通科、商業科、保育科 (通信制課程) 普通科</p> <p>六、みやこ幼稚園</p> <p>七、せふり幼稚園</p> <p>八、専門学校第一自動車大学校 (工業専門課程)</p> <p>九、東京マルチメディア専門学校 (商業実務専門課程、文化・教養専門課程、工業専門課程)</p> <p>十、関東リハビリテーション専門学校 (医療専門課程)</p> <p>十一、福岡天神医療リハビリ専門学校 (医療専門課程)</p>

新	旧
<p>十二、お茶の水はりきゅう専門学校 （医療専門課程）</p> <p>十三、名古屋デジタル工科専門学校 （工業専門課程）</p> <p>十四、名古屋デジタル・アート専門 学校（商業実務専門課程、文化教養 専門課程）</p> <p>付 則</p> <p><u>（施行期日）</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可 の日（令和 年 月 日）から 施行する。</u></p>	<p>十二、お茶の水はりきゅう専門学校 （医療専門課程）</p> <p>十三、名古屋デジタル工科専門学校 （工業専門課程）</p> <p>十四、名古屋デジタル・アート専門 学校（商業実務専門課程、文化教養 専門課程）</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類(第一薬科大学看護学部)									
区 分	年 度		平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	—	589,032	—	—	—	—	589,032
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	—	28,318	—	—	—	—	28,318
		教 具	—	223,586	—	—	—	—	223,586
		校 具 備 品	—	—	—	—	—	—	—
小 計		—	840,936	—	—	—	—	840,936	
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			—	840,936	—	—	—	—	840,936

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	338,200 千円
		基 準 外	163,241 千円
	設備	図 書	243,868 千円
		教具・校具・備品	27,464 千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類(日本薬科大学大学院)									
区 分	年 度		平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	—	—	—	—	—	—	—
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	—	270	243	—	—	—	513
		教 具 校 備 備 品	—	—	—	35,748	—	—	35,748
	小 計		—	270	243	35,748	—	—	36,261
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			—	270	243	35,748	—	—	36,261

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	9,978 千円
		基 準 外	3,397 千円
	設備	図 書	1,656 千円
		教具・校具・備品	305 千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類(第一薬科大学看護学部及び日本薬科大学大学院)									
区 分	年 度		平成30年度	開設年度の前年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
	校 地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	(うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施設	基準内	—	589,032	—	—	—	—	589,032
		基準外	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図書	—	28,588	243	—	—	—	28,831
		教具・校具・備品	—	223,586	—	35,748	—	—	259,334
		小計	—	841,206	243	35,748	—	—	877,197
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			—	841,206	243	35,748	—	—	877,197

既設校からの転共用	施設	基準内	348,178 千円
		基準外	166,638 千円
	設備	図書	245,524 千円
		教具・校具・備品	27,769 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類(第一薬科大学看護学部)		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	840,936千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金5,566,573千円のうち840,936千円を財源に充当
合 計	840,936千円	

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類(日本薬科大学大学院)		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	36,261千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金5,566,573千円のうち36,261千円を財源に充当
合 計	36,261千円	

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類(第一薬科大学看護学部及び日本薬科大学大学院)		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	877,197千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金5,566,573千円のうち877,197千円を財源に充当
合 計	877,197千円	

財産目録総括表

科目	年度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		63,161,066 千円	62,354,285 千円	62,354,285 千円
二 運用財産		17,339,381 千円	15,304,925 千円	15,304,925 千円
三 収益事業用財産		8,066,701 千円	7,973,002 千円	7,973,002 千円
四 負債額		16,592,591 千円	15,963,138 千円	15,963,138 千円
1 固定負債		13,346,810 千円	12,522,116 千円	12,522,116 千円
2 流動負債		3,239,922 千円	3,423,020 千円	3,423,020 千円
3 収益事業用負債		5,860 千円	18,002 千円	18,002 千円
五 基本財産+運用財産+収益用財産		88,567,148 千円	85,632,213 千円	85,632,213 千円
六 純資産(五-四)		71,974,557 千円	69,669,075 千円	69,669,075 千円

貸借対照表

平成31年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	79,758,133,987	86,225,574,103	△ 6,467,440,116
有形固定資産	70,430,469,800	76,400,884,093	△ 5,970,414,293
その他の固定資産	9,327,664,187	9,824,690,010	△ 497,025,823
流動資産	5,839,928,498	2,319,565,921	3,520,362,577
資産の部合計	85,598,062,485	88,545,140,024	△ 2,947,077,539
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	12,522,116,142	13,346,809,516	△ 824,693,374
流動負債	3,423,020,132	3,239,922,218	183,097,914
負債の部合計	15,945,136,274	16,586,731,734	△ 641,595,460
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	97,748,197,374	96,992,854,906	755,342,468
第1号基本金	97,045,197,374	96,289,854,906	755,342,468
第4号基本金	703,000,000	703,000,000	0
繰越収支差額	△ 28,095,271,163	△ 25,034,446,616	△ 3,060,824,547
純資産の部合計	69,652,926,211	71,958,408,290	△ 2,305,482,079
負債及び純資産の部合計	85,598,062,485	88,545,140,024	△ 2,947,077,539

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考	
令和元年度 (申請年度)	第一薬科大学	施設整備	看護棟改修工事(鉄骨鉄筋コンクリート7階建、3651.2㎡) 着工:平成31年8月1日、完成:平成31年12月31日	2・3/4半期	看護学部専用
		設備整備	看護系専門図書 4,960冊	4/4半期	看護学部専用
		設備整備	看護学部新設関連設備(教育・校具・備品)	4/4半期	看護学部専用
		設備整備	看護学部新設関連設備(パソコン等)	4/4半期	看護学部専用
		設備整備	モバイルファーマシー、エアシェルターの整備	3/4半期	
	日本薬科大学	施設整備	講義棟、設備棟等 防水・改修工事	3/4半期	
	神戸医療福祉大学	施設整備	図書館、体育館等 補修工事	1/4半期	
		施設整備	グラウンド設備の整備(防球ネット整備等)	2/4半期	
	福岡第一高等学校	施設整備	工業館、西館、音楽堂、けやき教室 改修	2/4半期	
	第一薬科大学付属高等学校	施設整備	校舎 防水工事、下水関連設備改修	2/4半期	
	みやこ幼稚園	施設整備	園舎 補修工事	2/4半期	
	せふり幼稚園、せふり保育園	施設整備	漏水箇所工事、保育園給食設備更新	1/4半期	
	関東リハビリテーション専門学校	施設整備	外壁補修、空調機・給水設備改修	2/4半期	
お茶の水はりきゅう専門学校	設備整備	ビジネスホン(主装置1台、電話機12台)の買取	1/4半期		
名古屋デジタル工科専門学校	施設整備	教場 改修・照明機器更新	3/4半期		
令和2年度 (開設年度)	第一薬科大学	設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
	日本薬科大学	施設整備	非常用発電機の更新	2/4半期	
		設備整備	講義室視聴覚教材の更新	2/4半期	
		設備整備	基幹ネットワークの強化	2/4半期	
	神戸医療福祉大学	施設整備	A棟、研究室 空調設備の改修	1/4半期	
		施設整備	グラウンドの照明設備の設置	1/4半期	
	福岡第一高等学校	施設整備	耐震補強工事診断	2,4/4半期	
		施設整備	体育館 フロア改修	2/4半期	
	第一自動車大学校	施設整備	校舎 外部補修工事	2/4半期	
	東京マルチメディア専門学校	施設整備	耐震ブロック塀更新工事	2/4半期	
関東リハビリテーション専門学校	施設整備	外壁タイル面防水工事等	2/4半期		
福岡天神医療リハビリ専門学校	施設整備	非常用放送設備の更新×一式	1/4半期		

年度	事 項	事業規模等	実施時期	備考	
令和3年度	第一薬科大学	施設整備	本館(西側)の耐震化 (鉄骨鉄筋コンクリート7階建、延床面積4,573㎡)	2~4/4半期	
		設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
	日本薬科大学	設備整備	液体クロマトグラフータンデム質量分析計(LC-MS/MS)1台	4/4半期	
		設備整備	情報セキュリティの強化	2/4半期	
	神戸医療福祉大学	施設整備	B棟、A棟研究室 空調設備の改修	1/4半期	
		施設整備	フィットネスクラブ改修 クラブハウス設置工事	1/4半期	
	福岡第一高等学校	施設整備	空調機、高圧受電設備等の更新	4/4半期	
東京マルチメディア専門学校	施設整備	敷地内高圧ケーブルの更新	1/4半期		
福岡天神医療リハビリ専門学校	施設整備	エレベーター整備	1/4半期		
令和4年度	第一薬科大学	設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
	日本薬科大学	設備整備	研究実習棟エレベーター1号機 耐震補強	1/4半期	
		施設整備	お茶の水キャンパス屋上及び外壁 補修	2/4半期	
	神戸医療福祉大学	施設整備	B棟、研究室 空調設備の改修	1/4半期	
	福岡第一高等学校	施設整備	高圧受電設備等の更新	2/4半期	
	関東リハビリテーション専門学校	施設整備	空調機整備	2/4半期	
福岡天神医療リハビリ専門学校	施設整備	エレベーター改修(電磁ブレーキ取替等)			
(令和5年度) 完成年度	第一薬科大学	施設整備	実習棟の耐震化 (鉄骨鉄筋コンクリート8階建、延床面積約11,000㎡)	1~2/4半期	
		設備整備	図書1,000冊及び図書装備用品等	4/4半期	
	日本薬科大学	車両購入	大型バス更新	1/4半期	
		施設整備	本部棟 防水工事	2/4半期	
		施設整備	研究実習棟エレベーター2号機の耐震補強	2/4半期	
	神戸医療福祉大学	施設整備	空調設備の改修(研究室他)	1/4半期	
福岡第一高等学校	施設整備	放送設備の更新	2/4半期		

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入		136,000	256,000	376,000	496,000
手数料収入		3,080	3,160	3,240	3,320
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		1,700	3,400	3,400	3,400
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		136,000	136,000	136,000	136,000
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	△ 136,000	△ 136,000	△ 136,000
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		276,780	262,560	382,640	502,720

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		157,476	236,304	236,304	236,304
教育研究経費支出		34,313	68,627	102,939	137,252
管理経費支出		11,485	22,973	34,460	45,945
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		7,456	14,912	22,368	29,824
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	14,400	28,800	43,200
〔予備費〕		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 14,400	△ 28,800	△ 43,200	△ 57,600
翌年度繰越支払資金		0	0	0	0
支出の部合計		196,330	328,416	381,671	434,925

事業活動収支予算決算総括表

（単位 千円）

科目		年度	開設年度	令和3年度	令和4年度	完成年度			
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分			
教育活動収入	学生生徒等納付金		136,000	256,000	376,000	496,000			
	手数料		3,080	3,160	3,240	3,320			
	寄付金		0	0	0	0			
	経常費等補助金		0	0	0	0			
	付随事業収入		1,700	3,400	3,400	3,400			
	雑収入		0	0	0	0			
	教育活動収入計		140,780	262,560	382,640	502,720			
教育活動支出	人件費		157,476	236,304	236,304	236,304			
	教育研究経費		89,424	123,738	158,050	192,363			
	管理経費		11,485	22,973	34,460	45,945			
	徴収不能額等		0	0	0	0			
	教育活動支出計		258,385	383,015	428,814	474,612			
教育活動収支差額		△	117,605	△	120,455	△	46,174	28,108	
教育活動外収入	受取利息・配当金		0	0	0	0			
	その他の教育活動外収入		0	0	0	0			
	教育活動外収入計		0	0	0	0			
	教育活動外支出	借入金等利息		0	0	0	0		
		その他の教育活動外支出		0	0	0	0		
教育活動外支出計			0	0	0	0			
教育活動外収支差額			0	0	0	0			
経常収支差額		△	117,605	△	120,455	△	46,174	28,108	
特別収入	資産売却差額		0	0	0	0			
	その他の特別収入		0	0	0	0			
	特別収入計		0	0	0	0			
	特別支出	資産処分差額		0	0	0	0		
		その他の特別支出		0	0	0	0		
		特別支出計		0	0	0	0		
特別収支差額			0	0	0	0			
〔予備費〕			0	0	0	0			
基本金組入前当年度収支差額		△	117,605	△	120,455	△	46,174	28,108	
基本金組入額合計		△	7,000	△	14,000	△	22,000	△	27,000
当年度収支差額		△	124,605	△	134,455	△	68,174	1,108	
前年度繰越収支差額			0	△	124,605	△	259,060	△	327,234
基本金取崩額			0	0	0	0			
翌年度繰越収支差額		△	124,605	△	259,060	△	327,234	△	326,126
〔参考〕									
事業活動収入計			140,780	262,560	382,640	502,720			
事業活動支出計			258,385	383,015	428,814	474,612			